

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2019

月刊

中小企業レポート

10

No.515

活性化情報

長野県中小企業団体中央会

特集

雇用関係助成金のご案内



けんしんBANK 地方創生ローン

キャンペーン期間：2019年8月1日(木)～12月30日(月)

※ただし、上記の期間内であっても、募集総額50億円に達した時点で終了となります。

最大
年0.3%
金利優遇

1項目ごとに0.1%ずつ、ご融資金利から最大年0.3%金利優遇いたします。

- お申込時、当組合で融資のご利用がない事業者
- SDGs に取り組んでいる事業者
※取組み項目1項目につき0.1%ずつ優遇
- 働き方改革への取組みを実施している事業者
- 女性従業員の労働環境の改善に努めている事業者
- 生産性の向上と地方創生に資すると認められる取組みをしている事業者
- 当組合を通じて、外部専門家や外部専門機関による経営支援を受けたことがある、または利用している事業者
- 給与振込、定期性預金、貸金庫のうちいずれかのご契約がある事業者

最優遇金利
【変動金利】

年1.00%～年1.80%

通常金利 年1.30%～年2.10%

ご利用いただける方	法人のお客さま (業歴3年以上で直近決算が「経常黒字」または「非債務超過」の方)
お使いみち	事業性資金(運転資金・設備資金)
ご融資金額	500万円以上(100万円単位) ただし、上限金額は平均月商の2倍までとさせていただきます。
ご融資形式	証書貸付
ご融資期間	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内
ご融資利率	当組合の所定利率となります。(変動金利)
ご返済方法	毎月の元金均等返済となります。(6ヵ月以内の元金返済据置が可能です)
保証	原則として代表者の連帯保証となります。
担保	必要に応じてお願いする場合がございます。

※金利は金融情勢により変更となる場合がございます。※審査の結果、ご融資できない場合がございます。

※店頭等でご返済額を試算いただけます。※詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

 けんしん BANK

長野県信用組合 2019年10月10日現在

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2019

10

No.515

-
- 2 **特集**
雇用関係助成金のご案内
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 8 **全中インフォメーション**
-
- 9 **市町村のイチオシ！**
佐久市
-
- 10 **好機逸すべからず**
有限会社大原工業（佐久市）
株式会社ダイワ工業（岡谷市）
-
- 12 **弁護士の話**
「相続法改正 1（配偶者居住権）」
-



〈表紙写真〉「佐久ぴんころウォーク」

「佐久ぴんころウォーク」は佐久地域の健康長寿ブランドをPRするウォーキングイベントです。第1回目は、平成25年に開催し、今年で7回目となります。

地元ポールメーカーや関連団体等と協働して、地域農村医療の先進地の臼田地区にて開催しており、健康食、生ブルーンの振る舞いを行っています。また、無料健康診断や歩行チェックなど健康にかかるイベントを同時開催しています。

特集

雇用関係助成金のご案内

長野労働局

平成31(令和元)年度の雇用・労働分野の助成金の概要についてご紹介します。

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取り組みなどには是非ご活用ください。

I 雇用関係助成金 概要

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】
労働者の雇用維持を図る（A 雇用維持関係の助成金）			
経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する			雇用調整助成金
離職する労働者の再就職支援を行う（B 再就職支援関係の助成金）			
再就職支援を民間職業紹介業者に委託等して行う	事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者		労働移動支援助成金（Ⅰ 再就職支援コース）
早期に雇い入れる	事業規模縮小等により離職を余儀なくされた労働者		労働移動支援助成金（Ⅱ 早期雇入れ支援コース）
中途採用する（C 転職・再就職拡大支援関係の助成金）			
中途採用を拡大する	雇用期間の定めのない労働者	中途採用率を拡大させた場合または45歳以上の者を初めて中途採用した場合	中途採用等支援助成金（Ⅰ 中途採用拡大コース）
東京圏からの移住者（※）を雇い入れる ※地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る。			中途採用等支援助成金（Ⅱ UIJターンコース）
起業する（C 転職・再就職拡大支援関係の助成金）			
起業により中高年齢者等を雇い入れる			中途採用等支援助成金（Ⅲ 生涯現役起業支援コース）
新たに労働者を雇い入れる（D 雇入れ関係の助成金）			
継続して雇用する労働者として雇い入れる	母子家庭の母等		特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）
	高齢者	60～64歳	特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）
		65歳以上	特定求職者雇用開発助成金（Ⅱ 生涯現役コース）
	被災離職者等		特定求職者雇用開発助成金（Ⅲ 被災者雇用開発コース）
	身体障害者・知的障害者・精神障害者	中小事業主が障害者を初めて雇い入れた場合	特定求職者雇用開発助成金（Ⅰ 特定就職困難者コース）
			特定求職者雇用開発助成金（Ⅵ 障害者初回雇用コース）
	発達障害者・難治性疾患患者		特定求職者雇用開発助成金（Ⅳ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
	正規雇用の機会を逃したことなく等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用になくことが困難な者		特定求職者雇用開発助成金（Ⅶ 安定雇用実現コース）
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等		特定求職者雇用開発助成金（Ⅷ 生活保護受給者等雇用開発コース）	
新卒求人の申込みまたは募集を行い、初めて雇い入れる	学校等の既卒者・中退者		特定求職者雇用開発助成金（Ⅴ 3年以内既卒者等採用定着コース）

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】
一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望する未経験者等		トライアル雇用助成金 (Ⅰ 一般トライアルコース)
	障害者		トライアル雇用助成金 (Ⅱ 障害者トライアルコース)
	短時間労働の精神障害者・発達障害者		トライアル雇用助成金 (Ⅲ 障害者短時間トライアルコース)
	若年者または女性を建設技能労働者等として雇い入れる	建設業の中小事業主	トライアル雇用助成金 (Ⅵ 若年・女性建設労働者トライアルコース)
雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる		事業所の設置・整備をした場合	地域雇用開発助成金 (Ⅰ 地域雇用開発コース)
	沖縄県内に居住する35歳未満の求職者		地域雇用開発助成金 (Ⅱ 沖縄若年者雇用促進コース)

労働者の雇用環境の整備を図る (E 雇用環境整備等関係の助成金)

障害者等関係	職場定着のための措置	柔軟な時間管理や休暇取得を可能にするための措置を講じる			障害者雇用安定助成金 (Ⅰ 障害者職場定着支援コース)
		短時間労働者の所定労働時間を延長する			
		正規雇用・無期雇用等へ転換を行う			
		障害者の支援を実施する職場支援員を配置する			
		職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる			
		中高年障害者の雇用を継続するために必要な職場適応の措置を行う			
		障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を受講させる			
	職場適応援助者の配置	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施する			障害者雇用安定助成金 (Ⅱ 障害者職場適応援助コース)
	作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する			障害者作業施設設置等助成金
	福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	事業主団体も可		障害者福祉施設設置等助成金
介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する			障害者介助等助成金	
通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	一部、事業主団体も可		重度障害者等通勤対策助成金	
事業施設整備等	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する			重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	
対象労働者	雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る		短時間正社員制度のみ保育事業主		人材確保等支援助成金 (Ⅰ 雇用管理制度助成コース)
	介護労働者	介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主		人材確保等支援助成金 (Ⅱ 介護福祉機器助成コース)
	介護労働者または保育労働者	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	介護事業主または保育事業主		人材確保等支援助成金 (Ⅲ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)
	人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体		人材確保等支援助成金 (Ⅳ 中小企業団体助成コース)
	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る				人材確保等支援助成金 (Ⅴ 人事評価改善等助成コース)
	生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善（賃金アップ等）と生産性向上を図る				人材確保等支援助成金 (Ⅵ 設備改善等支援コース)
	働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る				人材確保等支援助成金 (Ⅶ 働き方改革支援コース)

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	
対象労働者	建設労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職率目標を達成する	建設業の中小事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅷ 雇用管理制度助成コース(建設分野))
		若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	建設業の事業主または事業主団体	人材確保等支援助成金 (Ⅸ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))
		自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	建設業の元方の中小事業主	人材確保等支援助成金 (Ⅹ 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))
	季節労働者	通年雇用をする	積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	通年雇用助成金
	高年齢者	65歳以上への定年引上げ等を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース)
		高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)
		無期雇用への転換を実施する		65歳超雇用推進助成金 (Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース)
	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する		キャリアアップ助成金 (Ⅰ 正社員化コース)
		賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する		キャリアアップ助成金 (Ⅱ 賃金規定等改定コース)
		法定外の健康診断制度を導入する		キャリアアップ助成金 (Ⅲ 健康診断制度コース)
		正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する		キャリアアップ助成金 (Ⅳ 賃金規定等共通化コース)
		正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する		キャリアアップ助成金 (Ⅴ 諸手当制度共通化コース)
		短時間労働者を新たに社会保険に加入させると同時に賃金引上げを実施する	500人以下の企業で短時間労働者の適用拡大を実施した事業主	キャリアアップ助成金 (Ⅵ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース)
		短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させる		キャリアアップ助成金 (Ⅶ 短時間労働者労働時間延長コース)

仕事と家庭の両立支援等に取り組む (F 両立支援等関係の助成金)

男性の育児休業・育児目的休暇取得	男性が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場環境作りに取り組み、取得させる		両立支援等助成金 (Ⅰ 出生時両立支援コース)
仕事と介護の両立支援	仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護両立支援制度を利用させる		両立支援等助成金 (Ⅱ 介護離職防止支援コース)
育休復帰支援プラン・代替要員確保・職場復帰後支援	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる 育児休業代替要員を確保する 保育サービス費用補助制度等の制度を導入し、利用させる	中小企業事業主	両立支援等助成金 (Ⅲ 育児休業等支援コース)
再雇用制度導入	育児・介護等を理由とした退職者の復職支援の取組を行い、希望者を再雇用する		両立支援等助成金 (Ⅳ 再雇用者評価処遇コース)
女性が活躍しやすい職場環境の整備	女性の活躍推進に関する目標を設定し、取組を行いその目標を達成する	中小企業事業主 (労働者数300人以下)	両立支援等助成金 (Ⅴ 女性活躍加速化コース)
事業所内保育施設の設置等	事業所内保育施設を設置・運営・増築する(新規の申請受付は行っておりません)		両立支援等助成金 (Ⅵ 事業所内保育施設コース)

労働者の職業能力の向上を図る (G 人材開発関係の助成金)

訓練効果が高い10時間以上の訓練	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者への訓練、労働生産性向上に資する訓練等を実施する	事業主 事業主団体等	人材開発支援助成金 (Ⅰ 特定訓練コース)
職務に関連した20時間以上の訓練	職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施する		人材開発支援助成金 (Ⅱ 一般訓練コース)

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】
教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度の導入	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける 有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける	事業主	人材開発支援助成金 (Ⅲ 教育訓練休暇付与コース)
有期契約労働者等に対する訓練	有期契約労働者等の人材育成を図る		人材開発支援助成金 (Ⅳ 特別育成訓練コース)
建設労働者に対する訓練	認定訓練を実施又は建設労働者に受講させる	建設業の中小事業主 又は中小事業主団体	人材開発支援助成金 (Ⅴ 建設労働者認定訓練コース)
	建設労働者に技能実習を受講させる	建設業の事業主 又は事業主団体	人材開発支援助成金 (Ⅵ 建設労働者技能実習コース)
障害者に対する訓練	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する	事業主、事業主団体、社会福祉法人等	人材開発支援助成金 (Ⅶ 障害者職業能力開発コース)
都道府県労働局長からの委託により、事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う			職場適応訓練費

I の主な問い合わせ先

長野労働局 職業対策課(026-226-0866)、長野労働局 雇用環境・均等室(026-223-0560)、
または最寄りのハローワーク

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 長野支部 高齢・障害者業務課(026-258-6001)

※問い合わせ先は、各助成金によって異なりますので、長野労働局HP等をご確認ください。

II 労働条件等関係助成金 概要

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】
生産性向上等を通じた最低賃金の引き上げを支援するための助成金		
事業場内で最も賃金の低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う	中小企業事業主 (事業場規模30人以下)	業務改善助成金
労働時間の設定改善を支援するための助成金		
時間外労働の上限設定を行う	中小企業事業主	時間外労働等改善助成金 (Ⅰ 時間外労働上限設定コース)
勤務間インターバルを導入する		時間外労働等改善助成金 (Ⅱ 勤務間インターバル導入コース)
特別休暇の導入、所定外労働時間の削減等を推進する		時間外労働等改善助成金 (Ⅲ 職場意識改善コース)
事業主団体において、傘下企業の時間外労働の削減又は賃金引き上げに向けた取組を行う	3事業主以上で構成する事業主団体又は共同事業主	時間外労働等改善助成金 (Ⅳ 団体推進コース)
在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む	中小企業事業主	時間外労働等改善助成金 (Ⅴ テレワークコース)
受動喫煙防止対策を支援するための助成金		
職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	中小企業事業主	受動喫煙防止対策助成金

II の主な問い合わせ先

長野労働局 雇用環境・均等室(026-223-0560)、長野労働局 健康安全課(026-223-0554)、
長野働き方改革推進支援センター(0800-800-3028)、テレワーク相談センター(0120-91-6479)

※問い合わせ先は、各助成金によって異なりますので、長野労働局HP等をご確認ください。

『働き方改革』スローガンを決定

～長野県砕石工業組合～

長野県砕石工業組合では、8月に開催した理事会において、働き方改革のスローガンを決定しました。

これは、今年4月に働き方改革関連法が施行されたことを受け、砕石資源の持続的な開発・供給を通じて広く社会に貢献するとともに、県内の砕石業界に「4週8休」という労働環境の定着を促すために定めたものです。

平成元年に設立された長野県砕石工業組合は、設立当初から労働者の働き方について「日曜日はみんなで休もう」という方針を決定し、それ以来「4週6休」、「週40時間労働」、「プレミアムサタデー」など、砕石業界の労働環境の整備について歴代の理事長を中心に30年かけて業界内に根付くよう取り組んできました。

今回の「働き方改革スローガン」の決定は、様々な労働環境整備に取り組んできた同組合としても、とても困難な目標だと組合の塚原富勝理事長は話されます。「4週8休」を定着させていくためには、生産性の高効率化や輸送体制の整備、取引先等との協力など各企業において様々な課題を克服していく必要があるからです。

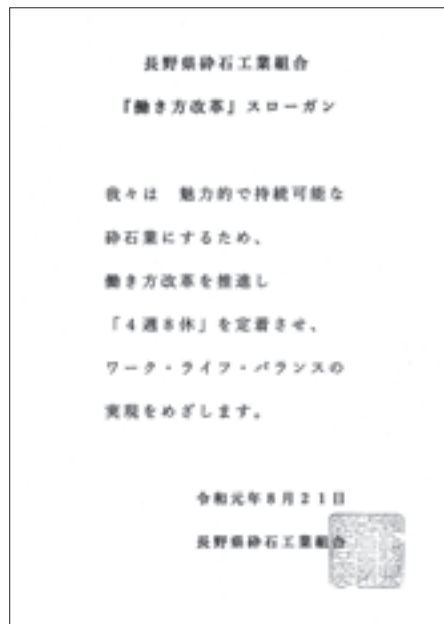
同業界は限りある資源を合理的に開発し、社会に供給する重要な役割を担っており、特に顧客への安定的な骨材供給は、土木建設業界の根幹を成しています。従来は顧客からの要請により個々の企業では「4週8休」を訴えにくい状況にありましたが、砕石工業組合として「4

週8休」に取り組んでいくという姿勢を発信することで、このスローガンをテコとして取引先等の理解を得やすくし、また組合員各社が努力し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け業界全体の労働環境の整備を促していきたい考えです。

建設業界の中でも先駆けて、働き方改革に取り組む姿勢を打ち出した塚原理事は、『「4週8休」という目標を掲げることで、砕石組合の中で1社でも働き方改革を意識して取り組んでいく企業が増えることを望んでいる。顧客の要望を優先し、土日なく働くという従来型の労働環境を今後も続けていくことは、いつかその経営手法が通用しなくなっていくリスクをはらんでいる。『4週8休』を定着させることで、『ワーク・ライフ・バランス』を実現し、業界の魅力を高め、若手人材の確保や砕石業の持続可能性に繋がることを期待している』と砕石業界の未来を熱く語ってくださいました。



お話を伺った塚原理事長



決定された『働き方改革』スローガン

組合・商工中金・中央会の3者が連携 中小企業への支援等に取り組む

7月、ながの社労士協同組合では、中小企業の抱える人的資源に関連した経営課題へのサポートを行う商工中金長野支店から連携の申し入れを受け、本会を含めて3者で連携し中小企業の支援を行うこととなりました。

商工中金では、多様化する中小企業の経営課題に的確に応え、中期経営計画に掲げる「経営支援総合金融サービス事業」への転換を着実に進めており、従来以上に幅広いソリューションメニューの整備を行っています。今回は、中小企業の人的資源に関連した経営課題へのサポートを推し進める上で、労務・労働関係の専門家である社会保険労務士で構成される同組合が、商工中金長野支店からの依頼を受け、労働局から長野働き方改革推進支援センターを受託している本会とも連携することにより、中小企業の支援を推進していく予定です。

同組合と商工中金で連携を進める主な内容は、①人的資源に関連した経営課題を抱える商工中金取引先等を組合に紹介するビジネスマッチング、②商工中金の営業担当者を対象とした補助金や政府施策活用等に関する勉強会への講師の派遣、③商工中金の取引先等を対象とした講演会への講師の派遣など、双方の強みを活かし相乗効果を期待した取り組みとなります。

本会も、必要に応じて長野働き方改革推進支援センターの専門家派遣等の支援事業を活用することで、双方の取り組みを効率的・効果的に支援してまいります。

坂城町企業の職場見学会を開催

～テクノハート坂城協同組合～

9月10日・11日、テクノハート坂城協同組合・さかきテクノセンター・さかき産学官連携研究会・坂城町の共同主催による「大学生インターンシップ坂城町企業の職場見学会」が開催されました。

今回の見学会は、就職活動前の学生の皆さんに、坂城町の企業の魅力や現場の雰囲気を「見て・聞いて・感じて」いただく目的で行われました。2日間の見学会で、のべ61名の大学生（信州大学17名、長野大学4名、埼玉工業大学40名）が参加し、13社の製造業企業を訪問しました。



さらに、1日目では、訪問した企業経営者、人事担当者、社員と交流できる交流会を設け、就職活動の前の学生の皆さんが業種、職種を考える有意義な機会となりました。

地方の人口減少や少子化が進む中、テクノハート坂城協同組合が地域の先頭に立ち、若くて優秀な人材を確保する取り組みを積極的に行うことで、組合員のため、坂城町の発展のために大きく貢献しています。

●全国のものづくり補助金の成果を大阪・東京で展示、商談します

平成24年度補正～平成29年度補正の「ものづくり補助事業」に取り組んだ全国の事業者が、「中小企業 新ものづくり・新サービス展」に出展します。

過去の開催では、出展者の約7割の企業で開催2カ月以内に新規の販路開拓に成功しています。

各社の取組みをぜひご来場の上ご覧ください。

【中小企業 新ものづくり・新サービス展(大阪会場)の概要】

会 期：令和元年11月6日(水)午前11時～午後5時(開会式 午前10時40分より)
7日(木)午前10時～午後5時
8日(金)午前10時～午後4時

会 場：インテックス大阪6号館A・Bゾーン(大阪市住之江区南港北1丁目5-102)

入 場 料：無料 ※事前登録推奨

出展者情報：「中小企業 新ものづくり・新サービス展」公式サイトからご確認ください

主 催：全国中小企業団体中央会

お 問 い
合 せ 先

ものづくり補助事業展示商談会事務局

TEL：03-5644-7230

E-mail：tenji@shin-monodukuri-shin-service.jp



大阪会場

11/6(水)～8(金)

インテックス大阪 6号館 A・Bゾーン

出展社数 447社

(9/5現在)

東京会場

12/4(水)～6(金)

東京ビッグサイト 青海展示棟Bホール

出展者数 544社

(9/5現在)

来場者登録受付中!

新ものづくり

検索

主 催：全国中小企業団体中央会(全国事務局)
後 援：経済産業省、中小企業庁、一般社団法人日本経済団体連合会、
株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、
独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、
全国商工会連合会、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、
独立行政法人国際協力機構(JICA)、
都道府県中小企業団体中央会(都道府県地域事務局)

ものづくり補助事業展示商談会「中小企業 新ものづくり・新サービス展」事務局

〒103-8548 東京都中央区日本橋小網町14-1 TEL:03-5644-7230(平日のみ) 10:00～17:00
E-mail:tenji@shin-monodukuri-shin-service.jp



佐久市は、長野県の東部に位置し、長野県下4つの平の1つ、佐久平の中央にあります。浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山など雄大な山並みに抱かれ、市の中央を詩情豊かな千曲川が流れる高原都市であり、日本屈指の地域医療先進地、健康長寿都市でもあります。

また、山々に抱かれ、その伏流水、豊かな土壌で良質な米が収穫される佐久。これは、酒造りに欠かすことのできない「気候、水、米」の三拍子が揃った土地であり、市内には11もの個性的な酒蔵が点在しています。

日本のほぼ中心に位置する佐久市は、北陸新幹線、中部横断自動車道も八千穂高原ICまで開通し、高速交通の結節点、交流圏の拠点として、飛躍的な発展が期待されるところであります。



伝統食・佐久鯉の「低温熟成」による再興プロジェクト

このプロジェクトは、地域で古くから親しまれている特産品「佐久鯉」の消費拡大を目指し、佐久鯉の「低温熟成」という新たな調理法を一つの手がかりとして、佐久鯉の振興を更に深めるものです。

この調理方法は、佐久鯉をしめ、内臓などを処理した後に、低温で熟成させるものであり、熟成させた佐久鯉は旨味も増し、舌触りも柔らかくなり、今までの佐久鯉とは違ったおいしさに変わります。この「熟成鯉」のおいしさは、素材の良さがわかる「刺身」で食べたときに一番感じるができます。



熟成鯉をより多くの方にご賞味いただきたいので、飲食店を対象とした勉強会や消費者向けの試食会などを行う予定です。

まだ佐久鯉を食べたことのない方だけでなく、既に佐久鯉を食べたことのある方も、是非「熟成鯉」をご賞味あれ!!

日本初の酒蔵ホテルを目指して…「KURABITO STAY事業」

海外での日本酒ブームに注目している株式会社KURABITO STAY代表の田澤麻里香氏は、訪日外国人客をターゲットに、蔵人さんながらに酒蔵に宿泊して日本酒づくりを体験できる「KURABITO STAY事業」を計画中です。酒蔵の見学を実施している酒蔵は全国に数多くありますが、一般の方がお酒造りを行っている現場に直接入って杜氏からお話を聞きながら、お酒造りを体験して酒蔵に宿泊できる施設は日本初となります。佐久市としましても、地元資源を活用し、地域課題の解決につながる事業です。



ですので、事業に協力して必要な連携を図っていきます。宿泊施設のオープンは今後2年2月頃を予定しています。



佐久市長
柳田 清二

佐久市は、健康長寿を体現してきたまちです。充実した保健・医療を生かしながら、地域の産業の活性化により、住みやすいまち、選ばれるまちを目指して、まちづくりを進めています。

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 145

有限会社大原工業（佐久市）

アルミや亜鉛を素材とするダイカストの世界で、あえて「できない」に挑戦し、新境地を開拓。

長野オリンピックの聖火トーチを製作

大原工業は、倒産したダイカストメーカーを当時従業員だった春原氏が社長として引き受けたことから始まります。設立の1984年から数年間は、仕事が少なく、社員3名で大変に苦労したそうです。当時から継続している仕事のひとつが、美術工芸品としての日本刀。「朝から晩まで刀をつくり続けた日もあります」と笑顔で振り返ります。



亜鉛ダイカストの日本刀

同社がターニングポイントを迎えたのは1997年。ほかのダイカスト工場が「できない」と断るなか、同社は長野冬季オリンピックで使われる聖火トーチの製作を「できる」と手をあげます。翌年、聖火トーチが同社製であることが発表されると、マスコミから取材が殺到し、春原社長も一躍時の人になりました。同社のダイカスト技術が脚光を浴び、仕事の問合せが増え、事業規模も拡大しました。

いま、同社は社員数約40名、手がけるダイカストは、電気設備、自動車、OA機器、精密機器、建築資材など多分野にわたっており、お客様も50



長野冬季オリンピックの聖火トーチ

社以上。「以前の会社倒産の経験を教訓として『お客様は広く浅く』を意識しました」と春原社長。リーマンショックの際は、自動車関連の受注が急激に落ち込んだものの、「決算時の利益はそれほど影響されなかった」と胸を張ります。

医療分野の技術を工場のスタンダードに

同社のいちばんの強みは、鋳造から加工までの一貫生産体制です。完成品は測定器にかけられ、必要なら証明書類を発行。より品質管理の行き届いた、付加価値の高いダイカスト製品をお客様に

提供しています。

品質を追求している同社が、数年前から力を入れているのが医療分野。平成27年度ものづくり補助金は、医療用バルブの製造工程を改良し、リードタイムの短縮と品質のさらなる向上を目指して活用されました。導入したのは電動ダイカストマシン、コンパクトマシンニングセンター、三次元測定機の3台。より高精度に、より品質基準が厳しくなる医療用バルブの製造で、これらの最新鋭マシンは高いパフォーマンスを発揮してくれました。「いちばん難しい仕事にトライして、それができれば、ほかの製品はもう平気でこなせる」と確信し、いま、旧型のダイカストマシンからこの最新鋭マシンへ、すべての入れ替え作業が急ピッチで進行中。



3次元測定器

「できるものしかやらなければ、それ以上に成長できないばかりか、落ち込んでしまうこともあります。他社が『できるかな?』と首をかしげ



電動ダイカストマシン

る製品に対しては、逆にどんどん挑戦していきたいですね」。春原社長は、そのチャレンジ精神を一筋に貫いています。



有限会社大原工業

代表 代表取締役社長 春原晃夫
設立 1984（昭和59）年2月
資本金 1,000万円
従業員数 37名
本社 佐久市甲字大原1633番地1



TEL.0267-58-3181 FAX.0267-58-3669
事業内容 ダイカスト金型製作、鋳造、加工、切削試作品一式

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.146

株式会社ダイワ工業（岡谷市）

世界にないオンリーワンの技術開発で、
プリント配線板のグローバル・スタンダードを目指す。

新技術の世界へ送り出すための会社

ダイワ工業は、1967年、金属プレス加工業からスタート。1982年からプリント配線板を手がけ、順調に業績を伸ばします。しかし新工場を建設した1991年頃より、バブル崩壊の影響もあり、厳しい冬の時代を迎えます。



独自開発DPGA基板

当時、アメリカのプリント基板メーカーに勤務していた吉村社長は、1997年のある日、突然、先代社長である父の病気を知らされ、事業継承者として日本に呼び戻されます。そうして28歳にして社長に就任。若きエンジニアの双肩に、従業員約50名の会社経営が委ねられました。

「日本でもアメリカと同様に、これからは新しい技術の開発や特許戦略がますます重要になる」と吉村社長は考えていました。経営の舵取り役として、オンリーワンの技術開発を目指し、1998年に画期的なビルドアップ工法「AGSP」を開発。その特許を取得し、海外の工場ともライセンス契約を結びました。

「世界的に知られる国内大手メーカーから、私たちの特許を数十億円で売って欲しいと独占権の話が持ち込まれました」。承諾すれば、ダイワ工業の経営が一挙にラクに安泰になる。けれど、吉村社長は、首を縦に振りませんでした。

「会社を救済するために、新技術を開発したのではない。新技術の世界へ送り出すために、会社の存続が必要だ。潰すわけにはいかない」。吉村社長のその信念は、それからずっと、ブレがありません。

日本発のデファクト・スタンダードを目指して

2011年、同社はまたも世界でオンリーワンの革新的な技術開発に成功します。高放熱基板「DPGA」。これまで「電気を伝える」のが基板の役割でしたが、それに加えて「熱を伝える」機能を独自の方法でプラス。特にLED分野の基板に

おいて、部品を熱ダメージから守り、小型化、長寿命化に貢献する技術として高く評価されました。さらに電気自動車を始め、パワー半導体（インバータ回路）分野での利用も大いに期待されました。

そこで、新分野参入に向けた試作品及びお客様を説得する検証データ作成のために、同社は平成25年度ものづくり補助金を活用。吉村社長は、このような取り組みの先に、日本のものづくりの未来を思い描いています。

「これからの日本は、世界を感動させられるものづくり、みんなが幸せになれるものづくりが求められています。もっと多くの仲間たちと連携し



プレス機による基板加工

たり、お客様を巻き込んだり、そういう仕掛けづくりを通して、日本発のデファクト・スタンダード誕生を目指したいですね」。



基板作成レーザープロッター



自動現像機



株式会社ダイワ工業

代表 代表取締役社長 吉村栄二

設立 1967（昭和42）年12月

資本金 9,500万円

従業員数 58名

本社 岡谷市神明町4-1-25

TEL.0266-22-5758 FAX.0266-23-7324

事業内容 プリント配線板製造・開発・販売



弁護士の話

相続法改正 1 (配偶者居住権)



弁護士 神戸美佳 (松本市)

前回までは、民法改正のうち、主に債権法関係の改正を取り上げましたが、今回から6回にわたり、相続法関係の改正を取り上げます。

今回は配偶者居住権について説明致します。

配偶者居住権については、①配偶者居住権と②配偶者短期居住権の2つの制度が新設され、2020年4月1日から施行されます。なお、遺言書保管法の規定は2020年7月1日から施行ですが、自筆証書遺言の方式緩和に関する規定は、2019年1月13日から、それ以外の規定は、2019年7月1日から施行されていますので、注意が必要です。

1 配偶者居住権について

(1) 創設の趣旨

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物を実費で無償で居住することができる権利です。これは、建物についての権利を「負担付所有権」と「配偶者居住権」に分け、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付所有権」を取得することができるようにしたものです。

これまでは、被相続人の死亡後に、被相続人所有の建物に配偶者が居住するためには、配偶者は、建物所有権を取得するか、建物を取得した他の相続人との間で賃貸借契約又は使用貸借契約を締結する方法によるしかありませんでした。しかし、配偶者が建物所有権を取得する場合、建物の評価額が高額ですと、配偶者がそれ以外の預貯金等の財産を取得できないか、僅少となり、その後の生活に支障が生じるおそれがありました。

そこで、配偶者がこれまで住んでいた自宅に住み続けながら、預貯金などの他の財産もより多く取得でき、配偶者のその後の生活の安定を図ることができる仕組みとして、法定の権利である配偶者居住権が創設されました(新民法1030条)。

(2) 成立要件(新民法1028条1項)

配偶者居住権が認められるためには、①相続開始時に配偶者がその建物に生活の本拠として居住していたこと、②その建物が被相続人の単独所有あるいは配偶者と2人の共有であることが必要です。したがって、相続開始時に建物に居住していなかった場合(但し、被相続人と同居していたことは必ずしも要求されていません。)や、建物が被相続人と子どもとの共有である場合には、認められません。

また、配偶者居住権を取得する方法として、③遺産分割、遺贈(または死因贈与)がされたことが必要となりますが、いわゆる相続させる旨の遺言(特定財産承継遺言といいます。)によることができないことに注意が必要です。なお、遺言もなく、建物を取得する相続人が配偶者居住権を設定することに同意しない場合には、家庭裁判所の審判によって、配偶者居住権を取得させることも認められますが、配偶者の生活を維持するために特に必要であると認められるときという要件が必要となります(新民法1029条)。

(3) 効力等

配偶者居住権は、賃借権類似の法定債権であり、存続期間は、原則として配偶者の終身の間とされますが、一定の存続期間を定めることもできます(新民法1030条)。また、配偶者居住権は登記することができ、その場合には対抗力が与えられ、第三者に対し、居住権を主張できます(新民法1031条1項)。また、配偶者居住権は、配偶者の居住環境での生活の継続を可能とするための権利であることから、譲渡することができません(新民法1032条2項)。配偶者は、建物使用のための通常必要費(建物の保存に必要な修繕費、固定資産税等)を負担する必要があります(新民法1034条1項)。

配偶者居住権は、配偶者の死亡、存続期間の満了、建物の全部滅失等によって終了します(新民法1036条)。

(4) 配偶者居住権の評価

配偶者居住権を取得すると配偶者が具体的に取得する相続財産として計算されます。そこで問題となると考えられるのは、配偶者居住権の財産評価です。遺産分割において、配偶者が取得する具体的相続分がいくらになるかに関わり、遺贈や死因贈与として取得した場合にも、特別受益や遺留分侵害の有無との関係で、配偶者の具体的相続分に影響を与えることになるからです。

配偶者居住権の評価方法としては、いくつかの方法が提案、検討されていますが、実務では、以下の簡易な評価方法が用いられると考えられます。

(計算式) 建物敷地の現在価額－負担付所有権の価額＝配偶者建物居住権の価額

負担付所有権の価額は、建物の法定耐用年数、配偶者居住権の存続年数等を考慮して配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定し、これを法定利率等で現在価値に引き直して求めることになります。評価方法については、配偶者居住権リーフレット(法務省webサイト掲載)を参考にさせていただきます。

(5) 担保権との関係

配偶者居住権は登記すれば、その後に居住建物に設定された抵当権等にも対抗することができますので、居住建物の担保評価は配偶者居住権の内容や効力を考慮してなされることになります。もっとも、配偶者居住権登記前に設定された担保権には配偶者居住権は対抗できませんので、担保の評価額に変更はなく、また、担保権が実行された場合、配偶者は居住継続を主張することはできません。

(6) 跡継ぎ遺贈について

例えば、相続発生後も配偶者を自宅に住み続けさせたいが、配偶者の死後は子に確実に不動産を承継させたいと考えている場合(いわゆる跡継ぎ遺贈)、そのような内容を定めた遺言の効力には争いがあったため、民事信託を利用する方法が取られることもありました。今後は、配偶者居住権を遺贈する旨の遺言を残すことによって同様の効果を生じさせることも選択肢となると考えられます。

2 配偶者短期居住権

配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了して建物取得者が最終的に決まるまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする制度です(新民法1037条)。これまでは、判例によって、相続開始時に被相続人と同居していた相続人には使用貸借契約が成立していたものと推認されるとして、短期的な居住権を確保していましたが、法定の権利として創設したものです。今後は、遺産分割が早期に終了しても、最低6ヶ月間は配偶者の居住権が保障されることになります。なお、短期居住権には、登記請求権はなく、第三者に対する対抗力はありません。

今回の改正では、残された配偶者の居住権を確保する方法が創設されましたが、確実に居住権を確保するためには、ケースごとの判断が必要となることもありますので、お気軽に弁護士にご相談ください。

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

・・・全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開します・・・

長野労働局総務部 労働保険徴収室
電話 026-223-0552

☆適用促進活動の趣旨

◎労働保険の適用状況については、中小零細事業を中心に、労働保険に関する知識不足等により、なお相当数の未手続事業が残されています。

これら未手続事業の解消は、

- ① 労働保険制度の健全な運営
- ② 費用の公平負担
- ③ 労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であり、近年は未手続事業が増加傾向にあることから最重要課題として位置づけより一層の適用促進に取り組み未手続事業の解消を図るため、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国において集中的な未手続事業一掃対策を展開することとしています。

☆労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険（以下、労災保険）と雇用保険を総称した言葉であり、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

◎労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎雇用保険

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また失業の予防、労働者の能力の開発や向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎手続を怠った場合

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては最終的な手段として行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、政府は遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。

また、政府は事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労災に該当する事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 大樹生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820 松本営業部 0263-35-8519
諏訪営業部 0266-52-1356 あづみ野営業部 0263-84-0256
上田営業部 0268-24-2755 佐久営業部 0267-62-0358

飯田営業部 0265-24-4980
東御営業部 0268-64-5413

大樹-KB-2019-457 (損保) B-2019-66 (2019.6)
B-2019-1126 (2019.6) 使用期限 2020.3.31

長期成長保証「つなぐ」

最長7年一括返済も可能な長期安定資金により、中小企業の皆さまのさらなる事業の成長・発展を応援します。

概 要	
ご 利 用 いただける方	直近決算において次の（１）または（２）のいずれか１項目および（３）または（４）のいずれか１項目を満たす方 （１）自己資本比率が15%以上 （２）純資産倍率が1.5倍以上 （３）使用総資本事業利益率が5%以上 （４）インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上
保 証 金 額	1億円以内
保 証 期 間	2年以上7年以内
返 済 方 法	一括返済または分割返済
信 用 保 証 料	年0.35%～1.80% ※通常より0.10%低い保証料率でご利用いただけます
貸 付 利 率	金融機関所定の利率
連 帯 保 証 人	原則として法人の代表者を除き不要
担 保	必要に応じてご相談
添 付 書 類	所定の申込書類の他、「申込人資格要件等確認書」 ※書式は当協会ホームページ（金融機関専用書式ダウンロードページ）に掲載しています
そ の 他	申込人に対しこの保証による融資を行う金融機関は次の項目を満たすこと （１）申込人と与信取引が3年以上あること （２）申込人の直近の決算時点における金融機関からの借入金残高に対し、3割以上の残高を占める融資を行っていること

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター
 **長野県信用保証協会**
 〒380-0838 長野市南長野県町597-5

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

ホームページ <https://www.nagano-cgc.or.jp>
 E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp
 ☎ 0120-34-7680

ながの共済
 傷害共済

経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 （傷害共済K型）

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000万円※

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで！

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能



ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎ 0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
 【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
 【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
 【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階
 【飯田支部】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885
 TEL.0268(24)1789
 TEL.0263(33)0510
 TEL.0266(78)4033
 TEL.0265(24)7099



商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 **TEL:026(234)0145**
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 **TEL:0266(52)6600**
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 **TEL:0263(35)6211**



人を思う。未来を思う。

商工中金

必ずチェック 最低賃金！

長野県最低賃金は

時間額848円

令和元年10月4日から適用

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が改正されました。

※各種商品小売業及び印刷・製版業については、令和元年10月4日からそれぞれの特定（産業別）最低賃金が改正されるまでは、長野県最低賃金が適用されます。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署または長野労働局
労働基準部 賃金室（電話026-223-0555）までどうぞ。

長野労働局

毎年10月は加入促進強化月間です。



中退共 職金 共済制度

CHU TAI KYO 小企業退職金共済制度

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です

安心・確実 年金の一部を 国が保証します。	有利 拠出は全額非課税。 手数料も 一切かかりません。	簡単管理 社外基金型で拠出が 簡単です。退職金計算機 もお知らせします。	ポータビリティ 異動・転職時に他の退職金共済 との間で退職金相互給付の 特例も可能です。
------------------------------------	---	--	--

パートタイマーや家族従業員も加入できます

ホームページで制度説明動画配信！

中退共 検索 詳しい情報はホームページからご確認ください。

中退共 独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-6055 東京都豊島区東池田 1-24-1 TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共 小企業退職金共済制度

「中退共」で検索！
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>
(国)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2019
10
No.515

第515号 令和元年10月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

人材確保・再就職・ 出向をサポート

約500人のコンサルタントが全国対応。利用料・紹介料無料

産業雇用安定センターとは

人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で様々な
人材マッチングを支援している公的機関です。

約20万人の
実績

サービスのラインナップ

1 人材確保・再就職の 人材マッチング

専門性の高い人材を
雇いたい、人材を確保したい

マッチング

事業の整理・縮小を
検討している



2 キャリア 人材バンク

能力・技術を有する
高齢者の雇用を検討

マッチング

66歳以降もまだまだ
働きたい



3 人材育成・企業間交流の ための出向支援

新規分野開拓のために
経験者を受け入れたい

マッチング

他企業での就業経験に
より従業員の能力・技術
向上を図りたい



4 セミナー事業(有料)

- 新入社員研修・フォローアップ研修
- リーダーシップスキルアップセミナー
- マネジメントスキルアップセミナー
- ハラスメントセミナー など



公益財団法人 産業雇用安定センター 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階
TEL 026-229-0555 FAX 026-229-0333

産業雇用

検索

